

子どもたちをとりまく状況を考える連続学習会

裁判員制度三年後の見直しに向けて

Part I 『荒廃のカルテ』3
— 『荒廃のカルテ』から学ぶ

講師 横川和夫さん (元共同通信記者・ジャーナリスト・『荒廃のカルテ』編著者)

日時 2011年6月16日(木) 18:30~20:30

場所 四谷地域センター第2集会室

(新宿区内藤町87番地四谷地域センター11階 新宿御苑前駅から徒歩5分)

少年の重大事件は裁判員裁判の対象となっています。裁判員裁判でも少年法の理念や趣旨は尊重されなければなりません。しかし、現実にはそれはほとんど省みられない傾向にあります。

死刑の判決が出た石巻事件につき、『荒廃のカルテ』の編著者の横川和夫さんは語ります。

「数多くの少年事件を追跡取材してきた私にとって、判決要旨で犯行態様などが異常で、非人間的で、残酷であると記されていればいるほど、それだけ被告の少年は幼少期から大切にされず、想像を絶する虐待を受けて成長してきた。そのため人間を信頼し、相手の気持ちを思いやる力も心情も育たないまま、ちょっとしたはずみで犯行に及んだのだと想像してしまう。殺人の加害者ではあるが、見方を変えれば被告は虐待の被害者で、時間はかかるだろうが立ち直る可能性が大きいのではないかと、という少年法に沿った意見は出なかったのだろうか。」

「裁判員制度三年後の見直し」の時期がせまってきています。子どもと法・21はきたる「見直し」において、少年事件は裁判員裁判にむいているのか、どうしたらよいのか等を考える学習会を継続します。その初回として、女子大生を強姦しようとして死に至らしめ無期懲役を宣告された少年の出生と生い立ちを徹底的に追跡した『荒廃のカルテ—少年鑑別番号1589』を取材し本にした横川さんをお呼びし、学びます。

なお、『荒廃のカルテ—少年鑑別番号1589』の単行本は共同通信からまた文庫として新潮文庫から発刊されていましたが、現在は絶版です。アマゾンの古本等では入手可能です。本を読んでも横川さんのお話をうかがうだけで十分に学べます。是非多くの皆さんがご参加されますようお願いいたします。

(資料代500円)